

令和8年第3回（9月）

三郷町議会定例会

議 案 書

三 郷 町

三郷町告示第 3 2 号

令和 8 年第 3 回（9 月）三郷町議会定例会を、次のとおり招集する。

令和 8 年 8 月 2 4 日

三郷町長 木谷 慎一郎

記

1. 日 時 令和 8 年 9 月 3 日（木）
午前 9 時 3 0 分

2. 場 所 三郷町議場

令和 8 年第 3 回（9 月）三郷町議会定例会議案等一覧表

議案番号	件 名	頁
同意第 1 6 号	固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて	1
同意第 1 7 号	教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて	2
諮問第 2 号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	3
認定第 1 号	令和 7 年度三郷町一般会計、特別会計歳入歳出決算の認定について	4
認定第 2 号	令和 7 年度三郷町下水道事業会計決算の認定について	5
議案第 3 5 号	令和 8 年度三郷町一般会計補正予算（第 3 号）	-
議案第 3 6 号	令和 8 年度三郷町し尿浄化槽管理特別会計補正予算（第 1 号）	-
議案第 3 7 号	令和 8 年度三郷町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）	-
議案第 3 8 号	令和 8 年度三郷町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）	-
議案第 3 9 号	令和 8 年度三郷町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）	-
議案第 4 0 号	令和 7 年度三郷町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	6
議案第 4 1 号	特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について	8
議案第 4 2 号	三郷町職員の旅費に関する条例の一部改正について	10
議案第 4 3 号	三郷町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について	12
議案第 4 4 号	町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正について	14
議案第 4 5 号	三郷町子ども医療費助成条例等の一部改正について	16
議案第 4 6 号	三郷町営住宅等使用料条例の一部改正について	18
議案第 4 7 号	三郷町浸水対策下水道雨水管築造工事（勢野東 1 工区）受託変更契約の締結について	22
報告事項		
報告第 5 号	令和 7 年度三郷町の財政の健全化判断比率について	23

報告第 6 号	令和 7 年度三郷町下水道事業会計に係る資金不足比率について	25
報告第 7 号	令和 7 年度三郷町浸水対策下水道雨水管築造工事（勢野東 2 工区）請負契約の契約金額変更に係る専決処分の報告について	27
報告第 8 号	三郷町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果について	29
報告第 9 号	公益財団法人三郷町文化振興財団の経営状況について	30
報告第 10 号	令和 7 年度ふるさと寄附金について	31
報告第 11 号	寄附の受け入れについて	33

同意第 16 号

固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

下記の者を固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法第 423 条第 3 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 8 年 9 月 3 日提出

三郷町長 木谷 慎一郎

記

住 所	生駒郡三郷町勢野北 1 丁目 10 番 20 号
氏 名	木部 直樹
生年月日	昭和 43 年 4 月 7 日
理 由	令和 8 年 9 月 30 日任期満了による。

同意第 17 号

教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

下記の者を教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 8 年 9 月 3 日提出

三郷町長 木谷 慎一郎

記

住 所	生駒郡三郷町勢野北 3 丁目 3 番 11 号
氏 名	下方 恵理
生年月日	昭和 48 年 8 月 5 日
理 由	令和 8 年 9 月 30 日任期満了による。

諮問第 2 号

人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求める。

令和 8 年 9 月 3 日提出

三郷町長 木谷 慎一郎

記

住 所	生駒郡三郷町立野南 2 丁目 2 4 番 3 0 号
氏 名	寺内 一秀
生年月日	昭和 2 4 年 1 0 月 2 日
理 由	令和 8 年 1 2 月 3 1 日任期満了による。

認定第 1 号

令和 7 年度三郷町一般会計、特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 7 年度三郷町一般会計、住宅新築資金等貸付事業特別会計、し尿浄化槽管理特別会計、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計及び後期高齢者医療特別会計の歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和 8 年 9 月 3 日提出

三郷町長 木谷 慎一郎

認定第 2 号

令和 7 年度三郷町下水道事業会計決算の認定について

地方公営企業法第 30 条第 4 項の規定により、令和 7 年度三郷町下水道事業会計の決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 8 年 9 月 3 日提出

三郷町長 木谷 慎一郎

議案第 40 号

令和 7 年度三郷町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

地方公営企業法第 32 条第 2 項の規定により、別紙のとおり令和 7 年度三郷町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、議会の議決を求める。

令和 8 年 9 月 3 日提出

三郷町長 木谷 慎一郎

令和 7 年度三郷町下水道事業剰余金処分計算書

(単位：円)

	資 本 金	資本剰余金	未処分利益剰余金
当年度末残高	1, 554, 074, 469	44, 106, 322	131, 455, 112
議会の議決による処分額	65, 059, 174	0	△131, 455, 112
減債積立金の積立			△66, 395, 938
建設改良積立金の積立			
資本金への組入	65, 059, 174		△65, 059, 174
処分後残高	1, 619, 133, 643	44, 106, 322	(繰越利益剰余金) 0

議案第 4 1 号

特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部
改正について

特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 8 年 9 月 3 日提出

三郷町長 木谷 慎一郎

特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（昭和３１年９月三郷村条例第８号）の一部を次のように改正する。

別表第２を次のように改める。

別表第２（第９条関係）

区分	宿泊費（１夜につき）
東京都	２７，０００円
京都府	２６，０００円
千葉県、兵庫県及び福岡県	２２，０００円
埼玉県、神奈川県、新潟県及び大阪府	２１，０００円
北海道及び香川県	２０，０００円
岡山県、広島県及び熊本県	１８，０００円
山梨県、長野県、岐阜県及び長崎県	１７，０００円
青森県、宮城県、群馬県、静岡県、愛知県、三重県、奈良県、島根県、愛媛県、高知県及び沖縄県	１６，０００円
秋田県、茨城県、栃木県、富山県、滋賀県、和歌山県、佐賀県、大分県、宮崎県及び鹿児島県	１４，０００円
岩手県、山形県、石川県、福井県及び徳島県	１３，０００円
福島県、鳥取県及び山口県	１２，０００円

付 則

この条例は、令和９年４月１日から施行し、同日以後に出発する旅行について適用する。

議案第 4 2 号

三郷町職員の旅費に関する条例の一部改正について

三郷町職員の旅費に関する条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 8 年 9 月 3 日 提出

三郷町長 木谷 慎一郎

三郷町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

三郷町職員の旅費に関する条例（昭和４３年３月三郷町条例第１０号）の一部を次のように改正する。

別表第１を次のように改める。

別表第１（第１５条関係）

区分	宿泊費基準額（１夜につき）
東京都	２１，０００円
京都府	２０，０００円
千葉県、兵庫県及び福岡県	１７，０００円
埼玉県、神奈川県、新潟県及び大阪府	１６，０００円
北海道及び香川県	１５，０００円
岡山県、広島県及び熊本県	１４，０００円
山梨県、長野県、岐阜県及び長崎県	１３，０００円
青森県、宮城県、群馬県、静岡県、愛知県、三重県、奈良県、島根県、愛媛県、高知県及び沖縄県	１２，０００円
秋田県、茨城県、栃木県、富山県、滋賀県、和歌山県、佐賀県、大分県、宮崎県及び鹿児島県	１１，０００円
岩手県、山形県、石川県、福井県及び徳島県	１０，０００円
福島県、鳥取県及び山口県	９，０００円

付 則

この条例は、令和９年４月１日から施行し、同日以後に出発する旅行について適用する。

議案第 4 3 号

三郷町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

三郷町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 8 年 9 月 3 日提出

三郷町長 木谷 慎一郎

三郷町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する
条例

三郷町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年１２月三郷町条例第２８号）の一部を次のように改正する。

第１２条中「第１１条」を「前条」に改める。

第２４条第２項中「第２５条」を「次条」に改める。

第３２条中「第１５条」の次に「、第１５条の２」を加え、「及び第２７条」を「、第２７条及び第２７条の２」に改め、「当該改正規定は」の次に「、社会保険に加入しない会計年度任用職員については」を加える。

付則第９項を削る。

付 則

この条例は、公布の日から施行し、令和８年度の給与改定から適用する。

議案第 4 4 号

町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正につ
いて

町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を別紙のとおり改正するも
のとする。

令和 8 年 9 月 3 日提出

三郷町長 木谷 慎一郎

町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例

町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（令和２年１２月三郷町条例第３号）の一部を次のように改正する。

第１条中「第２４３条の２の７第１項」を「第２４３条の２の８第１項」に、「第２４３条の２の８第３項」を「第２４３条の２の９第３項」に改める。

第２条中「第１７３条の４第１項第１号」を「第１７３条の５第１項第１号」に改める。

付 則

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（令和６年法律第６５号）附則第１条第３号に掲げる規定の施行期日（令和８年９月２４日）から施行する。

議案第 4 5 号

三郷町子ども医療費助成条例等の一部改正について

三郷町子ども医療費助成条例等の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 8 年 9 月 3 日提出

三郷町長 木谷 慎一郎

三郷町子ども医療費助成条例等の一部を改正する条例

(三郷町子ども医療費助成条例の一部改正)

第1条 三郷町子ども医療費助成条例（昭和49年3月三郷町条例第11号）の一部を次のように改正する。

第1条の2第3項中「社会保険診療報酬支払基金」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構」に改める。

(三郷町ひとり親家庭等医療費助成条例の一部改正)

第2条 三郷町ひとり親家庭等医療費助成条例（昭和49年3月三郷町条例第12号）の一部を次のように改正する。

第1条の2第2項中「社会保険診療報酬支払基金」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構」に改める。

(三郷町心身障害者医療費助成条例の一部改正)

第3条 三郷町心身障害者医療費助成条例（昭和49年3月三郷町条例第10号）の一部を次のように改正する。

第1条の2第2項中「社会保険診療報酬支払基金」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年10月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の三郷町子ども医療費助成条例、三郷町ひとり親家庭等医療費助成条例及び三郷町心身障害者医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

議案第 4 6 号

三郷町営住宅等使用料条例の一部改正について

三郷町営住宅等使用料条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 8 年 9 月 3 日提出

三郷町長 木谷 慎一郎

三郷町営住宅等使用料条例の一部を改正する条例

三郷町営住宅等使用料条例（昭和３５年１月三郷町条例第１号）の一部を次のように改正する。

第１条中「店舗、作業場及び駐車場」を「店舗、作業場、駐車場及び集会所」に改める。

第２条の表を次のように改める。

名称			使用料の額 (月額・ただし、集会所は日額)
三郷町営住宅 第１号棟 第２号棟 第３号棟	住居	２ＬＤＫ	１８，８００円
		３ＬＤＫ（Ａ）	２３，５００円
		３ＬＤＫ（Ｂ）	２５，２００円
	駐車場		２，０００円
〃 第４号棟 第５号棟	住居	２ＬＤＫ	１８，８００円
		３ＬＤＫ	２３，５００円
	作業場		４，９００円
	店舗		８，９００円
	駐車場		２，０００円
	集会所	居住者	３，０００円
		非居住者	５，０００円
〃 第６号棟	住居	２ＬＤＫ	１８，８００円
	作業場		４，９００円
	駐車場		２，０００円
〃 第９号棟 第１０号棟	店舗付き 住居	３ＤＫ	１５，２００円
	店舗		３１，０００円
	駐車場		２，０００円
〃 第１１号棟 第１２号棟	住居	２Ｋ	５，９００円
		３Ｋ	７，４００円
		３ＤＫ	８，７００円

	作業場		2, 5 0 0 円
	店舗		6, 0 0 0 円
	駐車場	屋外	2, 0 0 0 円
		屋内	3, 0 0 0 円
	集会所	居住者	3, 0 0 0 円
		非居住者	5, 0 0 0 円
〃 第 1 3 号棟 第 1 4 号棟	住居	2 D K	6, 8 0 0 円
		3 D K (A)	9, 5 0 0 円
		3 D K (B)	
	作業場		3, 0 0 0 円
	駐車場		2, 0 0 0 円
	集会所	居住者	3, 0 0 0 円
		非居住者	5, 0 0 0 円
〃 第 1 8 号棟	住居	3 D K	1 1, 5 0 0 円
	作業場		1, 5 0 0 円
	駐車場		3, 0 0 0 円
	集会所	居住者	3, 0 0 0 円
		非居住者	5, 0 0 0 円
〃 第 1 9 号棟	住居	2 D K	9, 0 0 0 円
		3 D K	1 2, 0 0 0 円
	作業場		2, 0 0 0 円
	駐車場	屋外	2, 0 0 0 円
		屋内	3, 0 0 0 円
	集会所	居住者	3, 0 0 0 円
		非居住者	5, 0 0 0 円
〃 第 2 0 号棟	住居	3 L D K	1 6, 9 0 0 円
	作業場		2, 4 0 0 円
	駐車場		2, 0 0 0 円
〃 第 2 1 号棟	住居	3 L D K	2 2, 0 0 0 円
	駐車場		2, 0 0 0 円

三郷町公営住宅	作業場	1, 5 0 0 円
第 1 5 号棟～第 1 7 号棟	駐車場	2, 0 0 0 円

備考 居住者とは、町営住宅又は公営住宅に居住する者をいう。

付 則

この条例は、令和 8 年 1 0 月 1 日から施行する。

議案第 4 7 号

三郷町浸水対策下水道雨水管築造工事（勢野東 1 工区）受託変更契約の締結について

下記のとおり受託変更契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 8 年 9 月 3 日提出

三郷町長 木谷 慎一郎

記

- | | | | |
|-----------|---|--|---------------------------|
| 1. 変更の内容 | 現在契約金額 | 2 4 7, 3 1 5, 2 0 0 円に
6 3, 6 1 4, 1 0 0 円増額し
変更契約金額 | 3 1 0, 9 2 9, 3 0 0 円とする。 |
| 2. 契約の相手方 | 大阪市中央区大手前 3 丁目 1 - 4 1
契約担当官 近畿地方整備局長 小林 賢太郎 | | |

報告第 5 号

令和 7 年度三郷町の財政の健全化判断比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項の規定により、令和 7 年度三郷町の財政の健全化判断比率を別紙監査委員の意見を付けて報告します。

令和 8 年 9 月 3 日提出

三郷町長 木谷 慎一郎

記

健全化判断比率

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
—	—	4. 6 %	5 8. 8 %

報告第 6 号

令和 7 年度三郷町下水道事業会計に係る資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第 1 項の規定により、令和 7 年度三郷町下水道事業会計に係る資金不足比率を別紙監査委員の意見を付けて報告します。

令和 8 年 9 月 3 日提出

三郷町長 木谷 慎一郎

記

資金不足比率	備 考
—	算定値 △ 7 2 . 5 2 %

報告第7号

令和7年度三郷町浸水対策下水道雨水管築造工事（勢野東2工区）請負契約の契約金額変更に係る専決処分の報告について

地方自治法第180条第2項の規定により、別紙のとおり報告します。

令和8年9月3日提出

三郷町長 木谷 慎一郎

専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和8年7月21日

三郷町長 木谷 慎一郎

令和7年度三郷町浸水対策下水道雨水管築造工事（勢野東2工区）請負契約の契約金額を次のとおり変更する。

- | | | |
|-----------|--------------------|------------------|
| 1. 変更の内容 | 現在契約金額 | 297,990,000円に |
| | | 4,988,500円増額し |
| | 変更契約金額 | 302,978,500円とする。 |
| 2. 契約の相手方 | 奈良県五條市西吉野町和田284番地3 | |
| | 株式会社上香建設 | |
| | 代表取締役 上村 貴也 | |

報告第 8 号

三郷町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の 点検及び評価の結果について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条第 1 項の規定により、三郷町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行いましたので、その結果について報告します。

令和 8 年 9 月 3 日提出

三郷町教育委員会

記

報告事項

- (1) 令和 7 年度三郷町教育委員会の活動状況について
- (2) 令和 7 年度三郷町教育委員会の施策の点検及び評価について

報告第 9 号

公益財団法人三郷町文化振興財団の経営状況について

地方自治法第 2 4 3 条の 3 第 2 項の規定により、公益財団法人三郷町文化振興財団の経営状況について報告します。

令和 8 年 9 月 3 日提出

三郷町長 木谷 慎一郎

記

報告事項

- (1) 令和 7 年度公益財団法人三郷町文化振興財団の事業報告及び決算について
- (2) 令和 8 年度公益財団法人三郷町文化振興財団の事業計画及び予算について

報告第10号

令和7年度ふるさと寄附金について

令和7年度ふるさと寄附金について、別紙のとおり報告します。

令和8年9月3日提出

三郷町長 木谷 慎一郎

記

件 数 270件

金 額 4,775,400円

令和7年度ふるさと寄附金（ガンバレ三郷！応援寄附金）

（敬称略）

番号	寄付受付日	公表	氏 名	住 所	金 額
1	令和7年4月15日	○	永渕 樹里	福岡県久留米市	14,000 円
2	令和7年5月22日	○	植田 靖子	大阪府豊中市	6,000 円
3	令和7年5月25日	○	竹市 博美	埼玉県さいたま市浦和区	14,000 円
4	令和7年9月20日	○	高野 壮一	埼玉県深谷市	17,000 円
5	令和7年9月21日	○	友國 晃	大阪府大阪市天王寺区	50,000 円
6	令和7年9月23日	○	草刈 秀幸	東京都日野市	6,000 円
7	令和7年9月25日	○	山本 保敏	三重県志摩市	9,000 円
8	令和7年9月29日	○	吉村 昭人	千葉県松戸市	14,000 円
9	令和7年9月4日	○	明治安田生命保険相互会社 奈良支社 支社長 岡 利至	奈良県奈良市	704,800 円
10	令和7年12月4日	○	金子 祐希	茨城県土浦市	6,000 円
11	令和7年12月4日	○	下倉 千佳	東京都大田区	6,000 円
12	令和7年12月14日	○	北野 裕介	兵庫県川西市	7,000 円
13	令和7年12月19日	○	梅林 功	大阪府大阪市東淀川区	9,000 円
14	令和7年12月20日	○	梅林 功	大阪府大阪市東淀川区	9,000 円
15	令和7年12月25日	○	佐藤 達臣	北海道札幌市中央区	17,000 円
16	令和7年12月27日	○	井上 周哉	岐阜県岐阜市	6,000 円
17	令和7年12月29日	○	高木 新一	福岡県福岡市西区	11,000 円
18	令和7年12月30日	○	副島 香織	愛知県江南市	9,000 円
19	令和7年12月31日	○	村田 佳志子	鹿児島県奄美市	50,000 円
20	令和7年12月31日	○	橘 絃葉	東京都千代田区	50,000 円
21	令和7年12月31日	○	柏元 功太郎	東京都文京区	18,000 円
22	令和7年12月31日	○	刀祢 響子	東京都墨田区	43,000 円
公表 計					1,075,800 円
匿名 計					3,699,600 円
寄付総額					4,775,400 円

報告第 11 号

寄附の受け入れについて

下記のとおり寄附があり、受け入れたので報告します。

令和 8 年 9 月 3 日提出

三郷町長 木谷 慎一郎

記

(一般寄附関係)

受入日 令和 8 年 8 月 5 日

住 所 奈良市学園北 2 丁目 4 番 1 号

氏 名 大阪ガス株式会社 東部・奈良地区統括支配人 泉 誠太郎 様
(Daigasグループ“小さな灯”運動)

物 品 遊具(アスレチッククッション)一式
(子育て支援センターちいすてっぷにおいて使用)

目 的 社会福祉振興事業